○国土交通省告示第五百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年五月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

第１　起業者の名称　群馬県

第２　事業の種類　主要地方道前橋長瀞線道路改築事業「前橋長瀞線バイパス（藤岡第２期工区）」（群馬県藤岡市上大塚字一本木地内から同市上大塚字上薬師地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　群馬県藤岡市上大塚字一本木及び字上薬師地内

２　使用の部分　群馬県藤岡市上大塚字一本木地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県藤岡市上大塚字一本木地内の国道254号の交差点部を起点とし、同市上大塚字水押地内を終点とする延長850ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「前橋長瀞線バイパス（藤岡第２期工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

主要地方道前橋長瀞線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により群馬県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により群馬県が道路管理者であることなどから、起業者である群馬県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、群馬県前橋市石倉町一丁目を起点とし、同県高崎市及び同県藤岡市を経由して埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上を終点とする延長41.8㎞の主要幹線道路である。

群馬県内における本路線は、群馬県南西部地域と政治経済の中心都市である前橋市及び高崎市とを結び、当該地域の物資輸送、産業経済活動、生活文化交流を支えるとともに、「群馬県地域防災計画」において第一次緊急輸送路17.3㎞、第二次緊急輸送路に11.5㎞が指定されているなど重要な路線である。

群馬県藤岡市内における本路線は、上信越自動車道藤岡インターチェンジに接続した後、一般国道254号と一部区間を重用し、本郷交差点で分岐するルートをたどり、同市街地に流入する交通と通過する交通とを分散させるとともに、高速道路へのアクセス道路として機能している。

しかしながら、本路線のうち同市上大塚地内から同市本郷地内においては、朝夕の通勤時間帯を中心に自動車交通が集中して交通混雑が発生している。起業者が平成23年７月に行った交通実態調査によると、本郷地内の交通量が14,241台／日であり、混雑度は1.37に達し、最大渋滞長が790ｍにも及んでいる。

さらに、本路線の交通は、群馬県藤岡市上大塚地内で一般国道254号、一般県道上日野藤岡線を経由してのクランク状の通行が短経路となっていることから、この経路を通行する交通が多く、上大塚交差点と上大塚東交差点との間は、距離が短く接近しているため、通行車両が滞留し、円滑な交通に支障をきたしており、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況である。

本件事業の完成により、４車線のバイパスの整備が図られることから、道路の交通容量を確保するとともに、交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式等により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和48年１月９日に都市計画決定され、平成元年２月１日に変更決定された都市計画と、交差点部の幅員を除き基本的内容については、整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、朝夕の通勤時間帯を中心に、交通混雑が発生しており、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、藤岡市長を会長とする前橋長瀞線バイパス促進期成同盟会より本件事業を早期に整備促進する要望もなされているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県藤岡市役所

○中部地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十一号